

四日市市告示第 308 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 4 月 18 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

味の素株式会社東海事業所における土壌汚染について

2. 発表内容

令和 5 年 4 月 17 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、味の素株式会社（東京都中央区京橋 1 丁目 15 番 1 号 代表執行役社長 藤江 太郎）から、同社東海事業所（四日市市大字日永 1730）において、土壌汚染を発見した旨の届出がありました。

同社が事業所敷地内において旧食品工場の撤去工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（2,570 m<sup>2</sup>）について、自主的に土壌調査を実施しました。調査の結果全 29 区画中、3 区画で「鉛及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。また、土壌溶出量基準を超過した区画及び工事敷地境界で地下水調査を実施したところ、地下水基準を満たしていたことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

なお、事業所敷地内においては「鉛及びその化合物」の使用履歴がありますが、今回土壌調査を実施した範囲では使用履歴がなかったことから、土壌汚染との因果関係は不明です。

今回、基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<土壌調査結果（溶出量）>

| 物質名      | 最大検出濃度<br>（土壌溶出量基準の倍数） | 土壌溶出量基準  |
|----------|------------------------|----------|
| 鉛及びその化合物 | 0.023mg/L（2.3倍）        | 0.01mg/L |

※ 汚染区画はアスファルトで覆われており、直接摂取防止、飛散防止及び雨水浸透防止の措置が講じられています。

3. 対応方針

- （1）令和 5 年 4 月 18 日、現地への立入調査を実施します。
- （2）事業者に対して、土壌汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

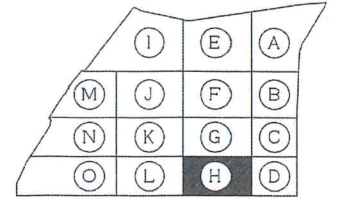
（環境部環境政策課）

味の素株式会社 東海事業所

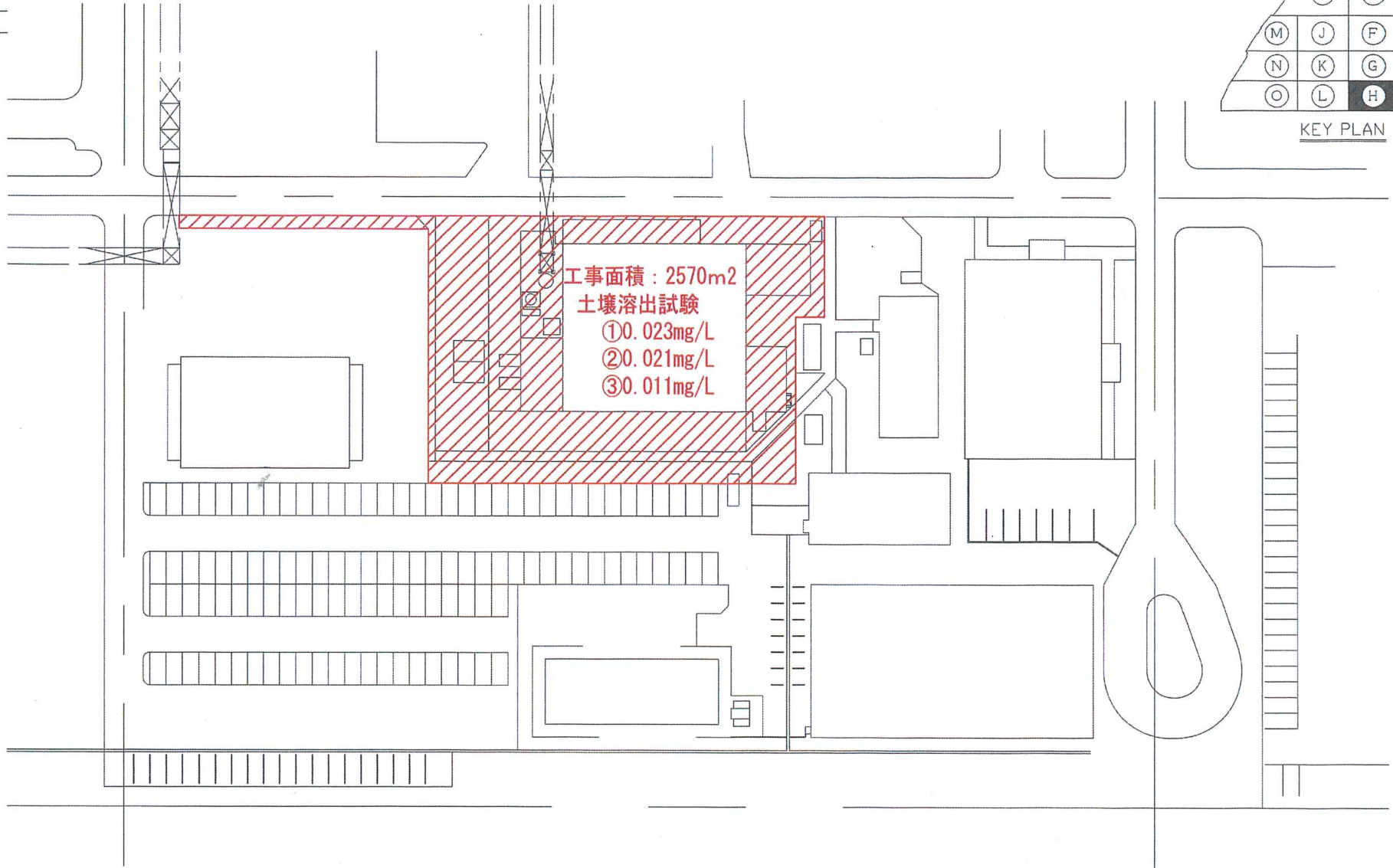
住所：三重県四日市市大字日永1730



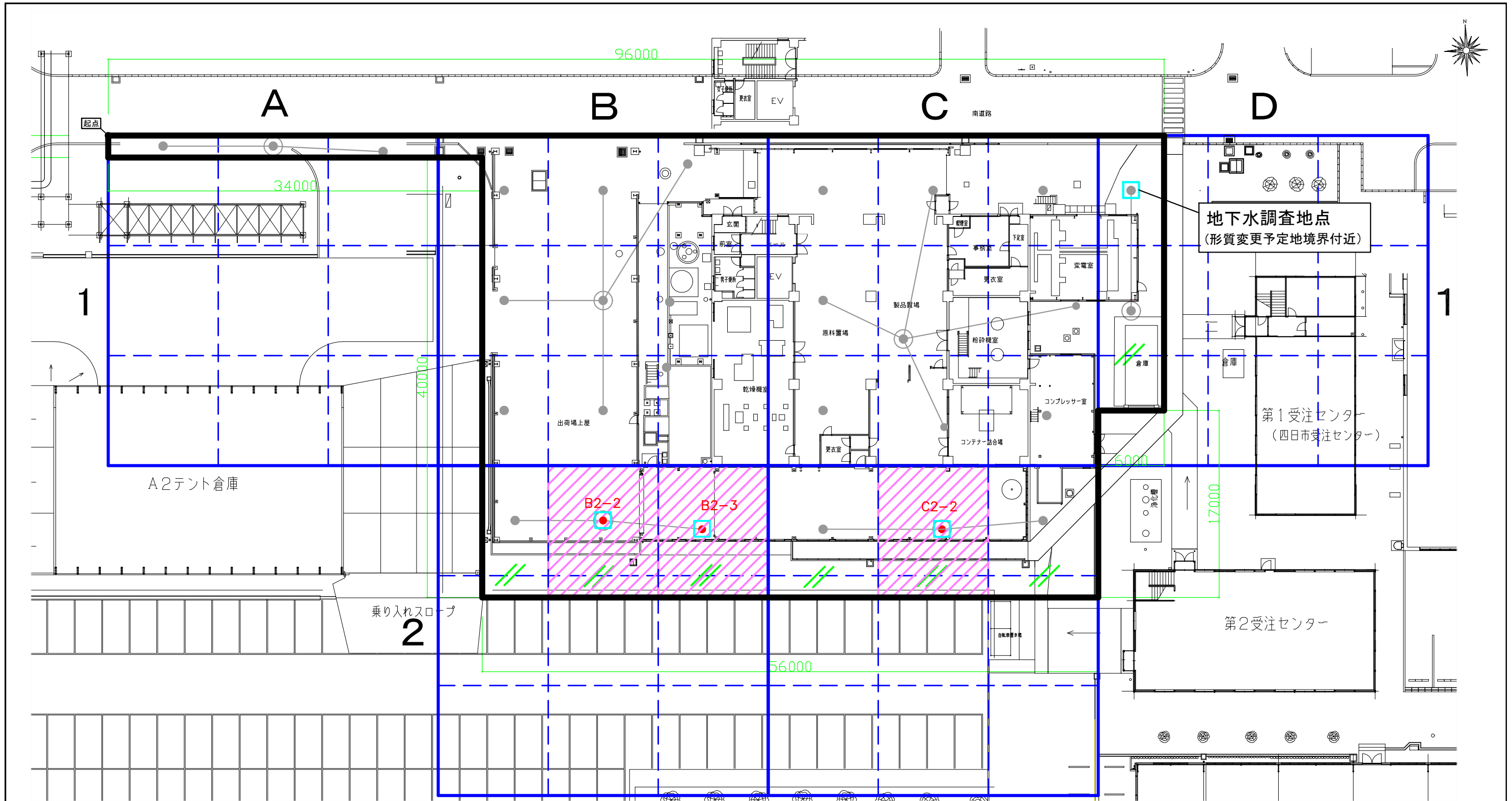
○：形質変更予定地



KEY PLAN







分析値

| 区画名           | B2-2       | 区画名           | B2-3       | 区画名           | C2-2       | 地点名           | 形質変更予定地<br>境界付近 |
|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|-----------------|
| 対象物質          | 鉛<br>(溶出量) | 対象物質          | 鉛<br>(溶出量) | 対象物質          | 鉛<br>(溶出量) | 対象物質          | 鉛               |
| 深度            | 分析値        | 深度            | 分析値        | 深度            | 分析値        | 地下水           | <0.001          |
| 表層            | 0.023      | 表層            | 0.021      | 表層            | 0.011      | 地下水           | <0.001          |
| GL-1.0m       | <0.001     | GL-1.0m       | <0.001     | GL-1.0m       | <0.001     | 地下水           | <0.001          |
| GL-2.0m       | <0.001     | GL-2.0m       | 0.001      | GL-2.0m       | 0.001      | 地下水           | <0.001          |
| 地下水           | <0.001     | 地下水           | <0.001     | 地下水           | <0.001     | 地下水           | <0.001          |
| 基準値:0.01 mg/L |            | 基準値:0.01 mg/L |            | 基準値:0.01 mg/L |            | 基準値:0.01 mg/L |                 |

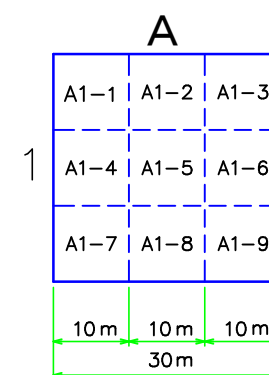
土地の形質変更予定地 (全29区画 面積:2,570 m<sup>2</sup>)

統合区画 地下水調査地点

基準値超過区画(3区画)

基準値超過区画: 鉛及びその化合物(土壌溶出量)  
 B2-2区画 (面積:120m<sup>2</sup>)  
 B2-3区画 (面積:120m<sup>2</sup>)  
 C2-2区画 (面積:120m<sup>2</sup>)

30m格子内採取地点番号



基準値超過区画位置図